

(5) 組長 辻長 四名 直ニ復職セラレリキ事

(6) 請員作業、博合ニ組長副組長 辻長 副組長、白紙ヲ支給スル事

(7) 証未至賃拂出ニ不鮮明ナル事多ク有 依而自今鮮明ニセラレタキ事

大正二十年二月二十六日

博合ニ同シ

梅心

10.2.28 折込地 東京 3PK

職工代表者要求ノ對案 大正二十年二月二十六日

- (一) 本社現在、定雇工賃ハ一人平均約壹円貳拾五錢ナリ此ノ際之ニ賞罰ヲ如ク約壹円貳拾五錢平均トナスヘシ
- (二) 會社、都合ニ依リ勤務時間短縮ノ場合及止ムラ得サル作業上ノ事故ノ為メ請員工賃不足時ハ定雇賃金ニ依ルヘシ
- (三) 遅刻罰金ハ之ヲ廢ス但シ遅刻五分間ヲ起スル者ハ当日ノ場就職ヲ謝絶スヘシ
- (四) 工員會社持原則ハ之ヲ兼諾スルコトヲ得ス但シ請員價格ヲ定ムルニ當リ其都度協議決定スヘシ

四 工兵尾尾衛原祐樹 大正二十年二月二十六日 東京 財團 協 會